



震災支援情報

- ・お米の無償提供をお願いします
- ・童謡まつりの短冊 再び「虹の短冊」として
- ・高梁小学校から浪江の友だちにメッセージ

市は東日本大震災で被災し、市営住宅等へ入居されている被災世帯に対し、米を1年間無償提供する支援を行っています。引き続き、無償で米を提供していただける人を広く募集しています。

提供していただく米の量は、一口精米10キログラム。提供いただける人は、福祉課まで申し出てください。

提供時期はあらかじめ市から連絡いたします。皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、9月9日現在、市内には、福島県などから、18世帯56人が避難居住されています。

■問い合わせ・申し出先 福祉課 社会福祉係 ☎0281

義援金の受付を 来年3月末まで 延長しました

7月に福島県浪江町二本松事務所へ届けられた「童謡まつりイン高梁」の願いごと短冊。七夕で飾られた後、いったん短冊を高梁へ持ち帰り、新たに「虹の短冊」として掲示用に加工しました。

新しい短冊は、浪江町社会福祉協議会の協力を得て、8月18日に二本松市市民交流センターにある、B級グルメ・なみえ焼きそば「杉乃家」さんの店舗に掲示させていただきました。



「虹の短冊」として再掲示（写真①）

派遣職員による掲示作業後に、店主から「心のこもった短冊をありがとうございます」と、丁寧に感謝の言葉をいただきました（写真①）。

高梁小学校児童会は、福島第一原子力発電所の事故で警戒区域となった福島県浪江小学校の友だちを励まそうと、募金活動やメッセージを書く取り組みを行いました。

浪江小学校の児童は、事故発生後から福島県内外へ避難。他の小学校で学習をしていました

が、2学期から二本松市内の廃校となった小学校を使って「仮設の浪江小学校」が開校することになり、再び一つの小学校で授業が受けられることが決まりました。

高梁小学校では、これに合わせて夏休み前に1年生から6年生までの全児童が、メッセージを書き、児童会の委員が学級ごとに12枚の模造紙にまとめ、8月25日に届けました。

また、子どもたちは、小遣いなどを寄せ合うなどして募金活動も行いました。

東日本大震災被災県の農産物等販売促進プロジェクト

食べて応援しよう！

被災地を応援

☆ 岡山県 ☆

～とどけ岡山からの思い
東北の美味しい産直品を食べて応援しよう！～

被災地が復興するまでには長期的な支援が必要です。
被災地産食品等を積極的に消費することで、

岡山の地から被災地支援をしませんか！

農林水産省などの呼びかけにより、東日本大震災の被災地およびその周辺地域で生産・製造されている農林水産物、加工品といった被災地産品を積極的に消費する取り組みが全国に広がっています。

岡山県では、被災地域の農林水産物の復興に向けて、被災地域で生産・製造された農林水産物や加工品等の販売促進に協力し、消費をすすめることで被災地域の生産活動の再開と産地の活力再生を応援します。

詳しくは、県ホームページへアクセスください。
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-102225.html>

9月 は 防 災 月 間 で す

町内会で自主防災組織を作りませんか ～災害に備えるのは ご近所の絆から～

大正12（1923）年9月1日に起きた関東大震災の教訓と、この時期に襲来の多い台風への備えを忘れないようにと、「防災の日（9月1日）」が制定され、9月を防災月間としています。

いざ災害が発生した場合、市民の生命や財産を守るために市役所や消防署、警察署、消防団などの防災機関が総力をあげて応急対策を行うことはもちろんですが、同時多発の災害を最小限に食い止めるには、地域の皆さんが互いに協力し合い、初期消火や避難誘導などを行うことが大切です。

市は、こうした万一の災害に備えた訓練や、防災座談会といった、地域に根ざした防災活動を行う自主防災組織を応援しています。ぜひ、この機会に町内会や地域活動をされている団体単位で、自主防災組織の結成をよろしくお願いいたします。

8月31日現在、市内には幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブ、消防協力隊、など50の自主防災組織（人員総数1,973人）があります。

補助金等の制度

- 市自主防災組織補助金…構成人員により年額1万円～4万円（交付年限3年）
- 防災団体活動報償費…活動に対し年額5千円

■問い合わせ 消防本部警防課予防係 ☎0124

台風シーズンを迎えています 災害への備えを再点検しましょう

- 屋内**
 - 停電に備えて懐中電灯やラジオの用意
 - 避難に備えて貴重品など非常持出品の用意
 - 断水に備えて飲料水の確保
 - テレビ等で正確な気象情報の入手
 - 外出は必要最小限に控える
 - 浸水の可能性があるところでは、生活用品を高いところへ移動
 - 病人や乳幼児、身体の不自由な人などを安全な場所へ早めに避難させる
 - 屋根**
 - 瓦の割れ、ひび、ずれ、はがれはないか
 - トタンのめくれ、はがれはないか
 - 外壁**
 - モルタルの壁に亀裂はないか
 - 板壁に腐れや浮きははないか
 - 窓ガラス**
 - 強風による飛来物に備えて、板で防ぐなどの措置をする
 - ひび割れ、がたつきはないか
 - 雨どい、雨戸**
 - 雨どいに土砂や落ち葉が詰まっていないか。つぎめのはずれや、腐食はないか
 - 雨戸にがたつきや、ゆるみはないか
 - ベランダ**
 - 物干し竿や植木鉢など、飛散する可能性のあるものは、屋内へ入れる
 - 水路**
 - 家の庭や周りの水路に落ち葉や砂がたまっている、流れにくくなっていないか
- 問い合わせ 総務課庶務管財係 ☎0207

充実させました

災害土砂等の除去費扶助制度

市は、豪雨などの自然災害で住宅に流入したり、接近した土砂等を早急に除去するための費用の一部を扶助します。

扶助の対象

地域の相互扶助により難しい場合であって、以下の2つの条件を満たす場合。

- ①住宅および住宅と同一敷地内にある建物で日常生活に必要な建物に土砂等が流入したり、接近して危険であると認められた場合。
- ②土砂等の除去必要量がおおむね5㎡以上。

扶助の額

除去費の50%以内とし、50万円を限度とします。ただし、当該世帯の生計中心者が市民税非課税の場合は、除去費の90%以内とし、限度額は90万円。

*国や県から扶助等があった場合は、当該除去費からその額を控除した額で算定します。また、市の他の補助制度との重複支給はしません。

■問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎0281